

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第3		第3 予算、収支計画及び資金計画										
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：0028						
2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	1～3 財務内容の改善 ＜略＞	(1) 外部資金の獲得 ＜略＞	(1) 外部資金の獲得 ＜略＞	指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A:満点×12/10≦合計点、 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点≦満点×5/10	○財務内容の改善 2/2(B)	<評価と根拠> 「B」 満点：10P (中項目5×2P) 合計：10P 10P/10P=1.0 (10/10)	評価		B			
	4 自己収入の確保 ＜以下略＞	(2) 自己収入の拡大 ＜以下略＞	(2) 自己収入の拡大 ＜以下略＞		<評価に至った理由> 下記のとおり、下位の評価項目である中項目の合計点が B 評価の判定基準内 (満点×8/10≦合計点<満点×12/10) であるため。							
	5 経費の節減 ＜以下略＞				満点：10点(小項目5×2点) 合計点：9 (2点×4+1点 9点/10点=0.9(9/10))							
	6 資産の管理 ＜以下略＞				○財務内容の改善 2点(B) ○自己収入の確保 2点(B) ○経費の削減 2点(B) ○資産の管理 2点(B) ○経理の適正化 1点(C)							
	7 経理の適正化 ＜以下略＞				合計点 9点							
4. その他参考情報												

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－1～3	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 財務内容の改善		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ								(単位：百万円)
	評価対象となる指標	達成目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備 考
	運営費交付金		7,386	7,444	7,009	7,237	7,311	予算額
	業務経費	効率化係数 年99%	1,544	1,502	1,478	1,475	1,461	同 上
	一般管理費	効率化係数 年97%	575	556	574	530	515	同 上
	人件費	人件費抑制係数 年100%	6,052	6,151	5,740	6,072	6,347	同 上、

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	運営費交付金、施設整備費補助金及び自己収入などを充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」における業務対象の重点化などのほか、以下の事項に配慮して予算を作成し、計画的かつ効率的に運営し、収支の均衡を図る。	<以下略>	<以下略>	<主な定量的指標> A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	"<主要な業務実績> 予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり実施した。	<評価と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価 B <評価に至った理由> 計画どおり取組が実施されたことから「B」評価とした。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－4－（1）	第3 予算、収支計画及び資金計画 4 自己収入の確保 （1）外部資金の獲得		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	（参考情報）
	受託収入			221	190	192	212		決算額

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金の積極的な獲得に努める。	（1）業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金を積極的に獲得するため、情報収集や他機関との連携を図り、外部資金に係る応募を積極的に行う。	（1）業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金を積極的に獲得するため、都道府県試験研究機関等との会合や産学官連携フェア等への出展により、情報収集や他機関との連携を図り、外部資金に係る応募を積極的に行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	"<主要な業務実績> 外部資金を獲得するため、研究推進会議への参加や産官学連携フェア等への出展により情報収集や他機関との打ち合わせを行い、外部資金へ応募するなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B
							<評定に至った理由> 計画どおり業務が実施されたことから「B」評定とした。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－4－（2）	第3 予算、収支計画及び資金計画 4 自己収入の確保 （2）自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ （単位：百万円）								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	諸収入			1,259	1,182	1,354	1,496	（参考情報） 決算額

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金の積極的な獲得に努める。	（2）自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。 また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。 精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。	（2）家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、適切な価格を検討し見直しを図る。 家畜の貸付け及び飼料作物の原種子の配布方法について、検証して必要があれば見直しを図る。 競争性を高めるため、畜産関係会議の場での周知を行うなど、周知活動の強化を図る。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 乳用牛の能力向上及び飼養管理の改善による出荷乳量の増加、肉用牛の肉質の向上による枝肉単価等の増加に伴い、家畜等の売払額が増加し、過去最高の自己収入を確保した。 めん羊及び飼料作物原種子等の配布価格については、生産コストを考慮し、民間市場価格等を参考に適正な価格を設定した。種子配布については、一般競争の方法で契約を行った。また、精液採取用種雄牛の貸付については、各種畜産関係会議、イベント等において周知活動を行うなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 計画どおり業務が実施されたことから「B」評定とした。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－5	第3 予算、収支計画及び資金計画 5 経費の削減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	調達に当たっては、仕様や調達数量などを見直し、不要な発注を避け、一般競争入札の積極的な活用などにより、経費の削減を図るとともに、定期的に経費削減効果の検証を実施する。	契約については、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行う。 また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。	経費削減効果の実証方法等について検討するとともに、平成25年度下半期分についての経費削減の検証を行う。また、平成26年度上半期の契約について経費削減効果の検証を行う。 随意契約、一般競争契約に関して、契約監視委員会による点検・見直しを行い、結果を公表する。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 平成25年度分（下半期）及び平成26年度分（上半期）についての経費削減効果の検証を行った。また、随意契約、一般競争契約について契約監視委員会による点検・見直しを行い、ホームページによる公表を行うなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 計画どおり業務が実施されたことから「B」評定とした。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－6	第3 予算、収支計画及び資金計画 6 資産の管理		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	保有資産の適切な管理を行う観点から、定期的に資産の管理状況を調査し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行い、不要なものについては、国庫納付などを行う。その際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。 土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定する。貸付けに当たっては、既存の貸付物件も含めて、正当な対価を徴収するものとする。また、定期的に管理状況の調査などを行い、管理が不適切な場合にあつては、借受者に対する管理改善計画の提出請求や貸付けの中止などを行う。	(1) 土地・建物等の有効活用 ＜以下略＞ (2) 資産の貸付 ＜以下略＞	(1) 土地・建物等の有効活用 ＜以下略＞ (2) 資産の貸付 ＜以下略＞	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≦合計点 B：満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D：合計点≦満点×5/10	"<主要な業務実績> □土地・建物等の有効活用 2/2(B) □資産の貸付 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：4 P(小項目2×2 P) 合計：4 P 4 P／4 P＝1. 0 (1 0／1 0)	評価 B <評定に至った理由> 下記のとおり、下位の評価項目である小項目の合計点が B 評価の判定基準内（満点×8/10≦合計点<満点×12/10）であるため。 満 点：4 点（小項目2×2 点） 合計点：4 点＝2 点×2 4 点／4 点＝1. 0(1 0／1 0) □土地・建物等の有効活用 2 点（B） □資産の貸付 2 点（B） 合 計 点 4 点	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第3－6－（1）	第3 予算、収支計画及び資金計画 6 資産の管理 （1） 土地・建物等の有効管理			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	保有資産の適切な管理を行う観点から、定期的に資産の管理状況を調査し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性については、国庫納付などを行う。その際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。 土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定する。貸付けに当たっては、既存の貸付物件も含めて、正当な対価を徴収するものとする。また、定期的に管理状況の調査などを行い、管理が不適切な場合にあつては、借受者に対する管理改善計画の提出請求や貸付けの中止などを行う。	（1）土地・建物等の保有資産について、利用状況の調査を行い、有効活用を図る。 利用状況によりその資産の有効な利用方法、将来の利用見込の可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行うものとする。	（1） 土地・建物等の保有資産について、利用状況の調査を行い、有効活用を図る。 利用状況によりその資産の有効な利用方法、将来の利用見込の可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行うものとする。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 保有資産の有効活用を図るため、写真による「固定資産の見える化」を通じた利用状況等の現況調査に取り組み、各牧場から減損兆候判定による報告を求めるなどにより、資産利用状況の確認を実施し、不要なものは除却処分するなど必要な措置を講じ、計画どおり実施した。 岩手牧場及び宮崎牧場における重要な資産を処分するため、所有権移転登記等を行った。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 計画どおり利用状況調査等が実施されたことから「B」評定とした。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第3－6－（2）	第3 予算、収支計画及び資金計画 6 資産の管理 （2） 資産の貸付			
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	保有資産の適切な管理を行う観点から、定期的に資産の管理状況を調査し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行い、不要なものについては、国庫納付などを行う。その際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。 土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定する。貸付けに当たっては、既存の貸付物件も含めて、正当な対価を徴収するものとする。また、定期的に管理状況の調査などを行い、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対する管理改善計画の提出請求や貸付けの中止などを行う。	（2） 土地・建物等の資産を貸付け際には、センターの事務及び事業遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物等の利用が不可欠なものに限定するとともに、既貸付け物件も含め、近隣の貸付事例等も参考にしながら、正当な対価を徴収する。 また、毎年度、貸付物件の管理状況についての調査等を行うことにより、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対し管理改善計画の提出請求や貸付の中止を行う。	（2） 資産（土地・建物等）を貸し付ける際には事務事業遂行上の必要性等を検討するとともに、正当な対価を徴収する。 極めて小規模の施設及び一時的な貸付を除き、貸付物件の管理状況の点検を行い、不適切な場合は、改善計画の提出、貸付の中止などの措置を行うものとする。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 資産の貸付において、規程に基づき貸付料の計算をし正当な対価の徴収を行った。また、管理状況について点検を行い、貸付物件が申請どおり利用されているかを確認するなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B
＜評定に至った理由＞ 計画どおり取組が実施されたことから「B」評定とした。								

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－7	第3 予算、収支計画及び資金計画 7 経理の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底などによる経理の適正化と、チェック体制の構築を図るとともに、職員の倫理及び資質向上のための必要な措置を講ずる。	適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるよう、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。 また、会計・管財担当者の倫理及び資質向上のための研修会を計画的に行う。	調達部門、出納管理部門、資産管理部門に従事する職員については、定期的に人事異動を実施する。 監査に当たっては、資産等の活用状況やコスト削減の取り組み状況に留意して監査を実施する。また、会計規律の勉強会を実施するとともに、経理事務の相互けん制機能に必要なチェックリストにより、点検する。 さらに、会計・管財担当者の倫理及び資質向上のための研修会を年1回行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 調達部門、出納管理部門及び資産管理部門に従事する職員について、長期在任者を洗い出し、人事異動の企画の対象者とするなど、定期的な人事異動に努めた。 また、資産等の活用状況等に留意して監査を行った。 さらに、会計担当者等の会計規律に関する勉強会、経理、契約担当者の倫理に関する研修を実施し、経理事務の相互けん制機能については、チェックリストを作成し点検をするなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価 C ＜評定に至った理由＞ 表面的には、計画に定めた業務内容を実施しているが、試験研究物品の購入に係る不適正経理な処理事案が確認されたことを踏まえれば、計画の目的は達成されておらず、真の意味で計画どおり業務を行ったとは認められない。 ＜今後の課題と改善方策＞ 試験研究物品の購入に係る不適正経理な処理事案を踏まえ、調査研究部門の職員を含めて相互けん制が十分に発揮できるシステムの構築が必要。 ＜その他＞ ・試験研究物品に係る不適正な経理処理事案についてセンターは、理事長の事前承認を得たならば「プリペイド方式」による支払いも可能であると説明しているが、センター自身が作成公表した中間報告書では「プリペイド方式は全面的に廃止すると。」記述しており、説明内容と矛盾する。（有識者会議委員意見）	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	第4 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		借入限度額 10億円 ＜想定される理由＞ 運営費交付金の受け入れの遅滞	運営費交付金の受け入れが遅滞した場合に備えて 短期借入金の限度額として10億円を計上した。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 運営費交付金が滞りなく交付されたことから、短期借入を行う必要はなかった。	＜評定と根拠＞ 「一」 評価対象となるべき短期借入金が発生しなかったため、評価を実施しなかった。	評定	—
							＜評定に至った理由＞ 平成26年度においては、短期借入金が発生しなかったため、評価の対象項目としない。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 0 2 8

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X 1 年度	X 2 年度	X 3 年度	X 4 年度	X 5 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
		国土交通省が施工する一般国道4号盛岡北道路工事に伴い、家畜改良センター岩手牧場事業用地（岩手県盛岡市下厨川字穴口72・1、岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1556－1ほか、計108,318.90㎡）について、売却する。 なお、効率的に業務継続を図るため売却収入をもって、事業用地等に係る施設・設備等を整備する。	岩手牧場事業用地一部売却に伴い、事業用地等に係る施設、設備等の整備を行う。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 岩手牧場に係る具体的な補償整備について、執行計画に基づき牛舎等の取り壊し工事、防疫設備の新設工事の設計、飼料生産用機械の購入等を実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価	B
							＜評定に至った理由＞ 中期計画及び年度計画に則して、用地の売却と売却収入を活用した事業用地等に係る施設・設備等の整備が実施されたことから「B」評定とした。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 6	第 6 剰余金の使途			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 0 2 8	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X 1 年度	X 2 年度	X 3 年度	X 4 年度	X 5 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		剰余金の使途は、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入とする。	同 左	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 平成２６年度は剰余金の使途に充てる積立金はなかった。 ・平成２６年度の当期総利益は９，８８４千円となり、独立行政法人通則法第４４条第１項の積立金として整理する。	＜評定と根拠＞ 「一」 評価対象となるべき剰余金の使途に充てる積立金が発生しなかったため、評価を実施しなかった。	評定	—
							＜評定に至った理由＞ 平成２６年度においては、剰余金の使途に充てる積立金が発生しなかったため、評価の対象項目としない。	

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報				
第7－1	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 1 施設・設備の整備に関する評価			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設・設備を計画的に実施する。	業務の適切かつ効率的な実施の確保を図るとともに、保有資産の有効利用を図るため、業務実施上の必要性に伴う施設・設備を計画的に整備する。	A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度計画に基づき、施設・整備の整備改修を実施した。 奥羽牧場の肥育検定牛舎の整備については、平成26年8月工事契約を締結し、平成27年3月に完成した。	＜評価と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価	B
							＜評価に至った理由＞ 計画どおり業務が実施されたことから「B」評価とした。	

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7－2	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の人事等 (1) 人材の確保 <以下略> (2) 人員配置 <以下略> (3) 人事管理 <以下略> (4) 研修の実施 <以下略>	職員の人事等 (1) 人材の確保 <以下略> (2) 人員配置 <以下略> (3) 人事管理 <以下略> (4) 研修の実施 <以下略>	職員の人事等 (1) 人材の確保 <以下略> (2) 人員配置 <以下略> (3) 人事管理 <以下略> (4) 研修の実施 <以下略>	指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10 ≤合計点、B：満点×8/10 ≤合計点<満点×12/10、C：満点×5/10 ≤合計点<満点×8/10、D：合計点≤満点×5/10	<主要な業務実績> ◇人材の確保 2/2(B) ◇人事配置 2/2(B) ◇人事管理 2/2(B) ◇研修の実施 2/2(B)	<評定と根拠> 「B」 満点：8P(小項目4×2P) 合計：8P 8P／8P＝1.0(10/10)	評価 結果 B <評定に至った理由> 下記のとおり,下位の評価項目である小項目の合計点がB評定の判定基準内(満点×8/10 ≤合計点<満点×12/10)であるため。 満 点：8点(小項目4×2点) 合計点：7点＝2点×3＋1点 7点／8点＝0.875(8.75／10) ◇人材の確保 2点 (B) ◇人事配置 2点 (B) ◇人事管理 1点 (C) ◇研修の実施 2点 (B) 合 計 点 7点	

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (1) 人材の確保		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	センターは、役職員の 人材確保に当たり、センターの業務 を担うにふさわしい 人的資質及び倫理観 を有した者を確保す ることとし、基本と なる採用・異動指針 を明確にした上で、 採用活動や人事異動 などを実施する。 また、他機関との 人事交流の促進、研 修の実施などによ り、優秀な人材の確 保及び養成を図りつ つ、センター全体の 要員の合理化を進め る。	(1) 人材の確保 ア センター業務 を担う人材の確 保。 ＜以下略＞ イ 積極的な人事 交流 ＜以下略＞ ウ 人材の育成 ＜以下略＞ エ 要員の合理化 ＜以下略＞	(1) 人材の確保 ア センター業務 を担う人材の確 保。 ＜以下略＞ イ 積極的な人事 交流 ＜以下略＞ ウ 人材の育成 ＜以下略＞ エ 要員の合理化 ＜以下略＞	指標＝「細項目の項目 数×2」(満点)に対 する「各細項目の点数 の合計値」(合計点) の比率 各細項目の評 価点数の区分は以下 のとおりとする。 S評価：4点、A評 価：3点、B評価：2 点、C評価：1点、D 評価：0点 A：満点×12/10 ≤合計点、 B：満点×8/10≤ 合計点<満点×12/ 10 C：満点×5/10≤ 合計点<満点×8/ 10 D：合計点≤満点×5 /10	<主要な業務実績> □センター業務を担う人 材の確保 2/2(B) □積極的な人事交流 2/2(B) □人材の育成 2/2(B) □要員の合理化 2/2(B)"	<評定と根拠> 「B」 満点：8 P(細項目4×2 P) 合計：8 P 8 P / 8 P = 1. 0(10/10)	評定	B
		<評定に至った理由> 下記のとおり、下位の評価項目である細項目の合計点が B 評定の 判定基準内（満点×8/10≤合計点<満点×12/10）であるため。 満 点：8 点(細項目4×2 点) 合計点：8 点＝2 点×4 8 点 / 8 点＝1. 0(10/10) □センター業務を担う人材の確保 2 点 (B) □積極的な人事交流 2 点 (B) □人材の育成 2 点 (B) □要員の合理化 2 点 (B) 合 計 点 8 点						

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-ア	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (1) 人材の確保 ア センター業務を担う人材の確保		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	センターは、役職員の人材確保に当たり、センターの業務を担うにふさわしい人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、採用活動や人事異動などを実施する。 また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。	(1) 人材の確保 ア 役職員の採用、人事異動に当たっては、センター業務の適正実施の観点から、採用、人事異動の基本となる事項を盛り込んだ採用・異動指針を策定し、確実に実行することにより、センター業務を担うにふさわしい人的資質や倫理観を持った人材を確保する。	(1) 人材の確保 ア 人事を行うに当たっての基本的理念や会計担当者の定期的な人事異動、人事企画の透明化などの基本事項を盛り込んだ採用・異動指針に基づき、適切な人材の確保を図る。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 職員の採用・人事異動については、人事管理の基本的理念や、人事企画の透明化のための取組などを盛り込んだ「採用昇任人事異動等基本方針」に沿って人事企画を実施するなど、計画どおり実施した。	<評価と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価 B <評価に至った理由> 計画どおり業務が実施されたことから「B」評価とした。	
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-イ	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (1) 人材の確保 イ 積極的な人事交流		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	センターは、役職員の人材確保に当たり、センターの業務を担うにふさわしい人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、採用活動や人事異動などを実施する。 また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。	(1) 人材の確保 イ 畜産行政との連携及び業務の高度化・専門化に対応するため、積極的に行政部局及び他機関との人事交流を図る。	(1) 人材の確保 イ 行政部局及び他機関との積極的な人事交流を図る。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> " <主要な業務実績> 畜産行政との連携や業務の高度化・専門化に対応する観点から、行政機関及び独立行政法人との人事交流を積極的に行うなど、計画どおり実施した。 "	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B
							<評定に至った理由> 計画どおり人事交流が実施されたことから「B」評定とした。 <参考> 畜産行政との連携や技術の高度化等に対応する観点から、農林水産本省（転出14名、転入10名）、地方農政局（転出6名、転入9名）、動物検疫所（転出3名、転入1名）、動物医薬品検査所（転出1名、転入0名）及び他の独立行政法人等（転出3名、転入5名）との人事交流（総数：転出27名、転入25名）を行った。 -	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-ウ	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (1) 人材の確保 ウ 人材の育成		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	センターは、役職員の 人材確保に当たり、センターの業務を担うにふさわしい 人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、 採用活動や人事異動などを実施する。 また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。	(1) 人材の確保 ウ 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。	(1) 人材の確保 ウ 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修や必要な資格の取得を計画的に進め、人材の育成を図る。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るため221名に研修・講習を受講させ、10名に免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。	<評価と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評価	B
<評価に至った理由> 計画どおり、人材の育成が実施されたことから「B」評価とした。								

4. その他参考情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-エ	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (1) 人材の確保 エ 要員の合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	センターは、役職員の人材確保に当たり、センターの業務を担うにふさわしい人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、採用活動や人事異動などを実施する。 また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。	（１）人材の確保 エ 業務の見直しに応じた柔軟な人員配置や効率的な業務運営により、継続的に要員の合理化を実施する。	（１）人材の確保 エ 業務の重点化及び効率化に対応し、職員の適正配置を進め、要員の合理化を図る。また、計画的に人員削減を進める。）	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 業務の重点化及び効率化に対応し、職員の適正配置を進めたほか、要員の合理化や計画的な人員削減を行うなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 計画どおり取組が実施されたことから「B」評定とした。 ＜参考＞ 技術専門職員について、要員の合理化を推進し、１０名削減した。	
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(2)	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (2) 人事配置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度
								(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	職員の人事配置に当たっては、当該職員の過去の業務経験や実績などを踏まえ、担当する業務への適性を複数の人事管理者により評価した上で、実施する。	職員の適材適所を推進するため、職員の人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等の情報を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、特に課長級以上の人事配置に当たっては、適正配置のための多角的な検証が必要であることから、コンプライアンス推進室が人事情報を分析し、ガバナンスの観点からの適性について、理事長に報告する等により、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多方面から評価・検討し、実施する。	組織間で人事交流を行う場合の人事情報の把握を行うとともに、人事異動を行うに当たっての人事企画に関する会議を開催し、業務遂行のための適性や能力を的確に反映した人事配置を行う。併せて、課長補佐級以上の人事配置に当たっては、得られた人事情報を基にコンプライアンス推進室が分析し、理事長に意見を述べることにより、適正配置のための多角的な検証を行う。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置を行うとともに、人事異動を行う場合の多方面からの人事企画を精査する機会として人事構想会議や人事企画会議を開催して人事情報を把握し、適性や能力を的確に反映した人事配置を行い、計画どおり実施した。 また、人事配置を検討するに当たり、課長補佐級以上の人事については、得られた人事情報をコンプライアンス推進室がガバナンスの観点から分析したうえで、理事長に意見を具申するなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定 B <評定に至った理由> 計画どおり、取組が実施されたことから「B」評定とした。		
4. その他参考情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(3)	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (3) 人事管理		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	" 職員の人事管理については、人事評価制度を見直すことにより、公正な評価が反映される管理方式を採用するほか、役員についても、適正な評価を実施するとともに、資質の向上を図るものとする。 また、不正経理防止の観点から、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制が十分に発揮されるシステムを構築する。さらに、長期在職による弊害を考慮し、定期的な人事異動を実施する。"	(3) 人事管理 ア 人事評価の適正化 ＜以下略＞ イ 経理の適正化 ＜以下略＞	((3) 人事管理 ア 人事評価の適正化 ＜以下略＞ イ 経理の適正化 ＜以下略＞	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10 ≤合計点、 B：満点×8/10 ≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10 ≤合計点<満点×8/10、 D：合計点≤満点×5/10	＜主要な業務実績＞ □人事評課の適正化 2/2(B) □経理の適正化 2/2(B)	＜評定と根拠＞ 「B」 満点：4P(細項目2×2P) 合計：4P 4P／4P＝1.0(10/10)	評定 C ＜評定に至った理由＞ 下記のとおり、 下位の評価項目である細項目の合計点が C 評定の判定基準内（満点×5/10≤合計点<満点×8/10）であるため。 満 点：4点(細項目2×2点) 合計点：2点＋1点＝3点 <u>3点／4点＝0.75＝7.5／10</u> □ 人事評課の適正化 2点（B） □ 経理の適正化 1点（C） 合 計 点 3点	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(3)-ア	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (3) 人事管理 ア 人事評価の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の人事管理については、人事評価制度を見直すことにより、公正な評価が反映される管理方式を採用するほか、役員についても、適正な評価を実施するとともに、資質の向上を図るものとする。 また、不正経理防止の観点から、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制が十分に発揮されるシステムを構築する。さらに、長期在職による弊害を考慮し、定期的な人事異動を実施する。	(3) 人事管理 ア 職員の人事管理を行うに当たっては、公平・公正性、客観性、透明性等を考慮した適正な人事評価を実施するため、毎年度、評価者訓練や制度の検証等を行うとともに、評価結果を処遇等に適切に反映させることにより公正な人事管理制度の運用を図り、業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、役員についても、センターの業績の適切な報酬額への反映と併せ、適正な人事評価を実施し、資質の向上を図る。	(3) 人事管理 ア 職員の人事評価を実施するに当たっては、毎年度、評価者訓練、制度の検証を行い、人事評価の精度を高めるとともに、処遇等への反映を適切に実施することにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 職員の人事評価について、評価者訓練の実施及び制度の検証を行ったほか、人事評価結果に基づき、勤勉手当の成績率及び昇給等の処遇に適切に反映させる など、計画どおり実施した。"	<評定と根拠> 「B」 根拠： 計画どおり実施した。	評定 B	<評定に至った理由> 計画どおり取組が実施されたことから「B」評定とした

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(3)	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (3) 人事管理 イ 経理の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	" 職員の人事管理については、人事評価制度を見直すことにより、公正な評価が反映される管理方式を採用するほか、役員についても、適正な評価を実施するとともに、資質の向上を図るものとする。 また、不正経理防止の観点から、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制が十分に発揮されるシステムを構築する。さらに、長期在職による弊害を考慮し、定期的な人事異動を実施する。"	(3) 人事管理 イ 適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるように、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。	(3) 人事管理 イ 調達部門、出納管理部門、資産管理部門に従事する職員については、定期的に人事異動を実施する。 監査に当たっては、資産等の活用状況やコスト削減の取り組み状況に留意して監査を実施する。 また、会計規律の勉強会を実施すると共に、経理事務の相互けん制機能に必要なチェックリストにより、点検する。"	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	"<主要な業務実績> 調達部門、出納管理部門及び資産管理部門に従事する職員について、長期在任者を洗い出し、人事異動の企画の対象者とするなど、定期的な人事異動に努めた。(再掲) また、資産等の活用状況等に留意して監査を行った。(再掲) さらに、会計担当者等の会計規律に関する勉強会、経理、契約担当者の倫理に関する研修を実施し、経理事務の相互けん制機能については、チェックリストを作成し点検をするなど、計画どおり実施した。	<評定と根拠> 「B」 根拠： ・計画どおり実施した。	評定	C
<評定に至った理由> 表面的には、計画に定めた業務内容を実施しているが、試験研究物品の購入に係る不適正経理な処理事案が確認されたことを踏まえれば、計画の目的は達成されておらず、真の意味で計画どおり業務を行ったとは認められない。 <今後の課題と改善方策> 試験研究物品の購入に係る不適正経理な処理事案を踏まえ、調査研究部門の職員を含めて相互けん制が十分に発揮できるシステムの構築が必要。 <その他> ・試験研究物品に係る不適正な経理処理事案についてセンターは、理事長の事前承認を得たならば「プリペイド方式」による支払いも可能であると説明しているが、センター自身が作成公表した中間報告書では「プリペイド方式は全面的に廃止すると。」記述しており、説明内容と矛盾する。(有識者会議委員意見)								

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(4)	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (4) 研修の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の資質向上を図るため、技術や各種資格取得などのための研修を行う。特に、技術専門職員については、家畜受精卵移植などの繁殖業務や各種分析・検査業務などの高度な技術を要する業務ヘシフトするための専門性を高める研修を実施することにより、優れた人材を育成する。	(4) 研修の実施 ア 一般職員の人材育成。 ＜以下略＞ イ 技術専門職員の人材育成 ＜以下略＞	(4) 研修の実施 ア 一般職員の人材育成。 ＜以下略＞ イ 技術専門職員の人材育成 ＜以下略＞	指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10 ≤合計点、 B：満点×8/10 ≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10 ≤合計点<満点×8/10 D：合計点≤満点×5/10	＜主要な業務実績＞ □一般職員の人材育成 2/2(B) □技術専門職員の人材育成 2/2(B)	＜評定と根拠＞ 「B」 満点：4P (細項目2×2P) 合計：4P 4P／4P＝1.0 (10／10)	評定 B ＜評定に至った理由＞ 下記のとおり。下位の評価項目である細項目の合計点がB評定の判定基準内（満点×8/10 ≤合計点<満点×12/10）であるため。 満点：4点(細項目2×2点) 合計点：4点＝2点×2 4点／4点＝1.0(10／10) □一般職員の人材育成 2点(B) □技術専門職員の人材育成 2点(B) 合 計 点 4点	
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-ア	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (4) 研修の実施 ア 一般職の人材育成		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の資質向上を図るため、技術や各種資格取得などのための研修を行う。特に、技術専門職員については、家畜受精卵移植などの繁殖業務や各種分析・検査業務などの高度な技術を要する業務ヘシフトするための専門性を高める研修を実施することにより、優れた人材を育成する。	（４）研修の実施 ア 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。	（４）研修の実施 ア 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修や必要な資格の取得を計画的に進め、人材の育成を図る。	Ｓ：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 Ａ：計画を上回る成果が得られた。 Ｂ：計画どおり順調に実施された。 Ｃ：計画どおり実施されず改善を要する。 Ｄ：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るため２２１名に研修・講習を受講させ、１０名に免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。	＜評定と根拠＞ 「Ｂ」 ・計画どおり実施した。	評定	Ｂ
							＜評定に至った理由＞ ・計画どおり取組が実施されたことから「Ｂ」評定とした。	
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2-(1)-イ	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事等 (4) 研修の実施 イ 技術専門職の人材育成		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	職員の資質向上を図るため、技術や各種資格取得などのための研修を行う。特に、技術専門職員については、家畜受精卵移植などの繁殖業務や各種分析・検査業務などの高度な技術を要する業務ヘシフトするための専門性を高める研修を実施することにより、優れた人材を育成する。	(4) 研修の実施 イ 技術専門職員の資質の向上及び業務の高度化を推進するため、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進める。	(4) 研修の実施 イ 技術専門職員の業務高度化に対応した家畜受精卵移植等の繁殖技術、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修の受講を計画的に進め、人材の育成を図り、業務の高度化を進展させる。	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 A：計画を上回る成果が得られた。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず当該業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要と認められる。	＜主要な業務実績＞ 技術専門職員の業務の高度化や専門技術の取得を図るため184名に研修を受講させ、159名に免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。	＜評価と根拠＞ 「B」 ・計画どおり実施した。	評価	B
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7－3	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 3 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0028

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるをえない契約費用に充当する。	前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	A 難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B：計画どおり順調に実施された。 C：計画どおり実施されず改善を要する。 D：計画どおり実施されず抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金は、平成26年度に費用化されたものに充当した。	<評価と根拠> 「B」 計画どおり実施した。	評価 B <評価に至った理由> 当該積立金は、中期計画・年度計画のとおり充当されたことから「B」評価とした。

4. その他参考情報

27生畜第381号
平成27年6月10日

独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）、独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）を踏まえた業務実績評価を行うに当たっての具体的な評定方法を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

- (1) センターを含む中期目標管理法人（法第2条第2項で定める「中間目標管理法人」をいう。）は、法第32条第1項第1号の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、第32条第1項第2号の規定に基づく中期目標の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）及び第32条第1項第3号の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「期間実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- (2) 年度評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について以下に定めるセンターの中期計画の下位項目の評定結果を踏まえた上位項目の評定（以下「項目別評定」という。）及び全体の評定（以下「総合評定」という。）により行うものとする。
- (3) 中期目標の見込評価及び期間実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について（2）の例により行うものとする。

2 年度評価における評定の方法

(1) 項目別評定

① 小項目以下の評定方法

ア 中期計画に属する小項目以下の最小評価項目（以下「最小評価項目」という。）ごとに中期目標等に基づき、原則として、業務の質的及び量的達成度の両面からできる限り具体的・客観的な評価指標を設定し、5段階の評定区分（S A B C D）により評定を行う。

ただし、5段階の評定区分がなじまない最小評価項目については、Sの評定区分を設定しないものとする。

イ 最小評価項目の評定を行うに当たっては、評価指標に照らし、業績が5段階の評定区分のいずれに相当するかは実績報告書その他の資料、センターからのヒヤリング等による十分な調査及び分析を行った上で行うものとする。

ウ 最小評価項目の評価指標については、次により設定するものとする。

（ア）中期目標等に数値目標がある場合は、原則として、質的及び量的達成度を評価する指標を設定する。

(イ) 各事業年度における定量的指標は、原則として、中期目標期間の数値目標を均等割りした数値（５で除した数値）に基づいて、設定する。

なお、各事業年度の年度計画に達成すべき数値目標が定められている場合は、当該数値の達成度について評価を行うものとする。

(ウ) 中期目標等に数値目標がない場合は、中期計画等に基づく目標の達成度を評価する定性的評価指標を設定し、年度評価を行うに当たっては、年度計画（以下「計画」という。）において定められている計画値に照らし、その達成度について評価を行うものとする。

エ 定量的に定められている項目の評定方法

次のとおり、定量的指標に基づく達成度の評価を行うものとする。

(ア) 「〇〇以上」、「少なくとも〇〇」の記述となっている項目

- ・ S : 目標値に対する達成度合が 120% 以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合
- ・ A : 目標値に対する達成度合が 120% 以上
- ・ B : 目標値に対する達成度合が 100% 以上 120% 未満
- ・ C : 目標値に対する達成度合が 80% 以上 100% 未満
- ・ D : 目標値に対する達成度合が 80% 未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる。

(イ) 「〇〇程度」の記述となっている項目

- ・ S : 目標値に対する達成度合が 110% 以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた。
- ・ A : 目標値に対する達成度合が 110% 以上
- ・ B : 目標値に対する達成度合が 90% 以上 110% 未満
- ・ C : 目標値に対する達成度合が 70% 以上 90% 未満
- ・ D : 目標値に対する達成度合が 70% 未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる。

(ウ) 「全ての〇〇」等の記述となっている項目

- ・ S : 目標値に対する達成度合が 120% 以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた。
- ・ A : 目標値に対する達成度合が 120% 以上
- ・ B : 目標値に対する達成度合が 100% 以上 120% 未満
- ・ C : 目標値に対する達成度合が 80% 以上 100% 未満
- ・ D : 目標値に対する達成度合が 80% 未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる。

オ 定性的に定められている項目の評定方法

次のとおり、定性的指標に基づく達成度の評価を行うものとする。

- ・ S : 計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。
(中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある)
- ・ A : 計画を上回る成果が得られた。
- ・ B : 計画どおり順調に実施された。
(このペースを維持すれば中期目標達成可能)
- ・ C : 計画どおり実施されず、改善を要する。
(一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。)
- ・ D : 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。

カ S 評定を付す場合には、その根拠について量及び質の両面から具体的かつ明確に記述するものとする。

キ C 評定及びD 評定を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述するものとし、問題点が明らかになっている場合においては、具体的な改善方策を記述するものとする。

ク 自然災害や異常気象等予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や外部要因に対してセンターが自主的な努力を行っている認められる場合には、C 評定をB 評定とする等評価を一段階引き上げることができるものとする。

なお、当該措置を行った場合には、その理由を評価書に明記するものとする。

ケ 小項目以下の評価項目において、その下にさらに小さな評価項目（以下「下位項目という。」）が設定されている場合、当該上位項目の評定は、下位項目の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、原則として、下位の各項目につき、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により評定結果を点数化した上で、下記の算出式に基づき、当該項目の評定を行う。

なお、最小評価項目に設定された評価指標については、当該評価指標の数を下位項目の数とみなす。

A：満点 $\times 12 / 10 \leq$ 合計点

B：満点 $\times 8 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 12 / 10$

C：満点 $\times 5 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 8 / 10$

D：合計点 $<$ 満点 $\times 5 / 10$

※「満点」とは「下位項目の数 $\times$ 2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。

コ ケによりA 評定となった小項目等のうち、当該小項目等を構成する各下位項目の重要度、難易度及び達成状況を分析した結果、重要度と難易度の双方が高い下位項目において目標又は計画を上回る顕著な成果が得られたことを確認した場合には、必要に応じて当該小項目等をS 評定とすることができるものとする。

② 中項目の評定方法

ア 中項目の評定は、小項目の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につき、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により評定結果を点数化した上で、下記の算出式に基づき、当該中項目の評定を行うものとし、特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績等の特筆すべき事項（以下「特殊事情等」という。）にも配慮するものとする。

なお、C 評定及びD 評定を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述するものとし、問題点が明らかになっている場合においては、具体的な改善方策を記述するものとする。

A : 満点 $\times 12 / 10 \leq$ 合計点

B : 満点 $\times 8 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 12 / 10$

C : 満点 $\times 5 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 8 / 10$

D : 合計点 $<$ 満点 $\times 5 / 10$

※「満点」とは「小項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは「当該中項目に属する小項目の点数の合計値」とする。

イ アにより A 評価となった中項目のうち、当該中項目を構成する小項目の重要度、難易度及び達成状況を分析した結果、かつ、重要度と難易度の双方が高い小項目において目標又は計画を上回る顕著な成果が得られたことを確認した場合には、必要に応じて当該中項目を S 評価とすることができるものとする。

ウ 中項目のうち、小項目が存在しない次の中項目については、エに示す評価基準に基づき、直接評価を行うものとする。

- ・第 3－1 予算、2 収支計画及び 3 資金計画
- ・第 3－5 経費の節減
- ・第 3－7 経理の適正化
- ・第 7－1 施設・設備の整備に関する計画
- ・第 7－3 積立金処分に関する事項

エ 評価基準は、次のとおりとする。

- ・A : 難易度が高い計画であったが順調に実施した。
- ・B : 計画どおり順調に実施した。
- ・C : 計画どおり実施されず、改善を要する。
- ・D : 計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。

③ 大項目の評価方法

ア 大項目の評価は、中項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につき、S : 4 点、A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点、D : 0 点の区分により評価結果を点数化した上で、下記の算出式に基づき、当該大項目の評価を行うものとし、特殊事情等にも配慮するものとする。

なお、C 評価及び D 評価を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述するものとし、問題点が明らかになっている場合においては、具体的な改善方策を記述するものとする。

A : 満点 $\times 12 / 10 \leq$ 合計点

B : 満点 $\times 8 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 12 / 10$

C : 満点 $\times 5 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 8 / 10$

D : 合計点 $<$ 満点 $\times 5 / 10$

※「満点」とは「中項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは「当該大項目に属する中項目の点数の合計値」とする。

イ アによりA評価となった大項目のうち、当該大項目を構成する中項目の重要度、難易度及び達成状況を分析した結果、重要度と難易度の双方が高い中項目において目標又は計画を上回る顕著な成果が得られたことを確認した場合には、必要に応じて当該大項目をS評価とすることができるものとする。

ウ 大項目のうち、中項目が存在しない次の大項目については、エに示す評価基準に基づき、直接評価を行うものとする。

なお、業務実績がない大項目については、評価対象としないものとする。

- ・第4 短期借入金の限度額
- ・第5 重要な財産の処分等に関する計画
- ・第6 余剰金の使途

エ 評価基準は、次のとおりとする。

- ・A：難易度が高い計画であったが順調に実施した。
- ・B：計画どおり順調に実施した。
- ・C：計画どおり実施されず、改善を要する。
- ・D：計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、評価の指針及び評価実施要領を踏まえ、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価に基づき、評価による評価を付すものとする。

また、評価による評価においては、項目別評価結果から算出した総合評価の基礎（以下「評価の基礎」という。）に政策上の要請や情勢の変化等全体評価に影響を与える事象を加味した上で決定する5段階の評価区分(S A B C D)を付すものとする。

① 評価の基礎の算出

評価の基礎の算出は、大項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。

その際、各大項目につき、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により評価結果を点数化した上で、下記の算出式により算出するものとする。

A：満点 $\times 12 / 10 \leq$ 合計点
B：満点 $\times 8 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 12 / 10$
C：満点 $\times 5 / 10 \leq$ 合計点 $<$ 満点 $\times 8 / 10$
D：合計点 $<$ 満点 $\times 5 / 10$
※「満点」とは「大項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは「評価対象とした大項目の点数の合計値」とする。

② 評価の基礎がA評価となった場合で、かつ、次の要件を全て満たすことを確認した場合に限り、必要に応じてS評価とすることができるものとする。

ア 法人の活動により、全体として中期計画における所要の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められること。

イ 評価対象とした各評価項目の政策上の重要度・達成状況を分析した結果、政策上の重要度が特に高い評価項目において目標又は計画を上回る顕著な成果が得られていること。

ウ ③に該当していないこと。

- ③ 評定の基礎がA評定となった場合であっても次に該当する場合には、評定の見直しを行うものとする。

ア センター全体の信用を失墜させる事象が発生し、組織全体のマネジメントの改善を求められているが是正措置が実施されていない。

イ 「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務についてセンター全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った。

(4) 留意事項

- ① 各中期期間の2年目以降の評価に当たっては、前年度までの年度評価を参考にするとともに累年の業績も考慮する。
- ② 特に4年目の評価については、次期中期目標及び計画の検討開始時期に当たることから、この年までの累年の評価を併せ行うこととし、特に次期目標・計画に反映させるべき事項について十分な分析及び検討を行う。
- ③ 当該事業年度において業務を実施しないこととされているものについては、当該項目の評価を行わないものとする。
- ④ すべての評価項目について、その評価の経緯と評価理由その他を検討し、必要がある場合は評価書に記載するものとする。

3 見込評価及び期間実績評価における評定の方法

2の「年度評価における評定の方法」を準用して行うものとし、その際には、次の事項に留意するものとする。

(1) 見込評価における留意事項

- ① 項目別評定に際しては、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等について意見を記述する。
- ② 総合評定においては、評定の他、以下の事項を記載する。
 - ア 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
 - イ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
- ③ 評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうか検討する。

(2) 期間実績評価における留意事項

- ① 項目別評定において、見込評価時に見込んだ業務実績の見込みと実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
- ② 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等対応が必要な事項が生じた場合には、総合評定に記載する。